

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	ひとり親家庭医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、ひとり親家庭医療費助成事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭医療費助成事務
②事務の概要	松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第34号)に基づき、ひとり親家庭に対して医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図るもので、前年の所得(1月から6月までの間に受給資格の認定を受ける場合は前々年の所得)について条例に規定される所得制限を審査し、医療費助成の受給資格を認定する。 ○所得制限 愛媛県補助対象事業…所得税非課税世帯 松山市地方単独事業…児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に規定する額未満 ※所得制限限度額に達した場合は助成対象者とししない。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係るひとり親家庭医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	ひとり親家庭等医療助成システム、中間サーバー、統合宛名システム、電子申請システム、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
受給資格者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項 別表第1 執行機関欄1の事務欄(3)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号、番号法第19条第11号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松山市こども家庭部子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel(089-948-6866)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども家庭部子育て支援課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel(089-948-6888)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務では、本人からのマイナンバーの取得を徹底している。また、ひとり親家庭医療費助成事務では、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある文書は施錠できる保管場所に保管 ・PMHの情報アップロード先の確認	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I－3	執行機関欄1の事務欄(3)(予定)	執行機関欄1の事務欄(4)	事後	条例制定
平成28年8月26日	II－1	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	時点修正
平成28年8月26日	II－2	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	I－5	課長 白石 浩人	課長 横山 憲	事後	人事異動による変更
平成29年9月6日	II－1	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	II－2	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	II－1	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	II－2	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	I－4②	番号法第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条第14号 に基づき同条第7号に準ずるものとして定める 特定個人情報提供に関する規則(平成27年 特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条	番号法第19条第8号	事後	国の根拠規定の改正
令和2年3月19日	II－1	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	II－2	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	II－1	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	II－2	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	I－4②	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	国の根拠法令の改正
令和3年11月11日	II－1	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	II－2	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	表紙 特記事項	操作カード(職員証)やパスワード	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認 証))	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和4年11月11日	I－4②	番号法第19条第9号	番号法第19条第11号	事後	国の根拠法令の改正
令和4年11月11日	II－1	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	II－2	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	I－5	保健福祉部	こども家庭部	事後	部局名の変更
令和5年11月13日	I－8	保健福祉部	こども家庭部	事後	部局名の変更
令和5年11月13日	II－1	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	II－2	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	時点修正
令和6年1月22日	I-1	ひとり親家庭等医療助成システム、中間サー バー、統合宛名システム	ひとり親家庭等医療助成システム、中間サー バー、統合宛名システム、電子申請システム	事後	電子申請システムによる申請 受付開始に伴う修正
令和6年6月19日	II－1	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	時点修正
令和6年6月19日	II－2	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	時点修正
令和6年6月19日	I-1②	標記なし	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連 携に係るひとり親家庭医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含 む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登 録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事 務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/ 閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成 の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に 代えて、マイナナンバーカードをオンライン資格確 認端末で用いることにより、資格情報を医療機 関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMH活用による情報連携開始 に伴う修正
令和6年6月19日	I-1③	ひとり親家庭等医療助成システム、中間サー バー、統合宛名システム、電子申請システム	ひとり親家庭等医療助成システム、中間サー バー、統合宛名システム、電子申請システム、 Public Medical Hub(PMH)	事前	PMH活用による情報連携開始 に伴う修正
令和6年7月16日	I－4②	番号法第19条第11号	番号法第19条第9号、番号法第19条第11号	事後	連携項目追加による修正
令和7年3月7日	IV－8	標記なし	十分である	事後	様式変更による項目追加
令和7年3月7日	IV－11	標記なし	十分である	事後	様式変更による項目追加